



平成 27 年 5 月 20 日

みなさまへ

会 社 名 株式会社ニチダイ  
代表者名 代表取締役社長 古屋 元伸  
(JASDAQ・コード 6467)  
問合せ先 取締役管理本部長 辻 寛和  
電話番号 0774-62-3481

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年 6 月 24 日開催予定の第 48 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

本年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)(以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」といいます。)により、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたします。当該移行のために、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設、監査役及び監査役会に係る規定の削除、取締役及び取締役会に係る規定の変更等、所定の変更を行うものであります。

また、改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されることとなりました。そこで、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによりその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款規定第 21 条(社外取締役の責任限定契約)の規定の変更を行うものであります。なお、本変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

その他、上記の変更に伴う条数の調整等を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程(予定)

定款変更のための株主総会開催日 : 平成 27 年 6 月 24 日  
定款変更の効力発生日 : 平成 27 年 6 月 24 日

以上

別紙

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (記載省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p><u>(4)</u> 会計監査人</p> <p>第5条～第17条 (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 <u>取締役、監査役および取締役会、監査役会</u></p> <p>(取締役および監査役の員数)</p> <p>第18条 <u>当社の取締役は3名以上、監査役は3名以上とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役および監査役の選任方法)</p> <p>第19条 <u>当社の取締役および監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (記載省略)</p> <p>3. <u>当社の取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(取締役および監査役の任期)</p> <p>第20条 <u>取締役の任期は、選任後1年以内の、監査役の任期は、選任後4年以内のそれぞれ終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p><u>(3)</u> 会計監査人</p> <p>第5条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 <u>取締役および取締役会ならびに監査等委員会</u></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 <u>当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、8名以内とする。</u></p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 <u>取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>2. 任期満了前に退任した<u>監査役</u>の補欠として選任された<u>監査役</u>の任期は、退任した<u>監査役</u>の任期の満了する時までとする。</p> <p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第21条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(社外監査役の責任限定契約)</p> <p>第22条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第23条～第24条 (記載省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は、<u>取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. 任期満了前に退任した<u>監査等委員である取締役</u>の補欠として選任された<u>監査等委員である取締役</u>の任期は、退任した<u>監査等委員である取締役</u>の任期の満了する時までとする。</p> <p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第21条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(削除)</p> <p>第22条～第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は、<u>取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第25条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会規則) 第 26 条 (記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(常勤監査役)</u> 第 27 条 <u>監査役会はその決議によって常勤監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集)</u> 第 28 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>(監査役会規則)</u> 第 29 条 <u>監査役会に関する事項については、法令および定款に定めるもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。</u></p> <p>第 30 条～第 33 条 (記載省略)</p>	<p><u>価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役会規則) 第 27 条 (現行どおり)</p> <p><u>(監査等委員会の招集)</u> 第 28 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規則)</u> 第 29 条 <u>監査等委員会に関する事項については、法令および定款に定めるもののほか、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第 30 条～第 33 条 (現行どおり)</p>